

税理士法施行令の一部を改正する政令新旧対照表

改正後

改正前

(受験手数料等)

第六条の二 法第九条第一項に規定する政令で定める額は、受験科目の数が一である場合にあつては四千元、受験科目の数が二以上である場合にあつては四千元と千五百円に一を超える受験科目の数を乗じて得た額との合計額とする。

2 省略

附則

この政令は、平成三十年四月一日から施行する。

(受験手数料等)

第六条の二 法第九条第一項に規定する政令で定める額は、受験科目の数が一である場合にあつては三千五百円、受験科目の数が二以上である場合にあつては三千五百円と千円に一を超える受験科目の数を乗じて得た額との合計額とする。

2 同上